

綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進捗状況と効果を客観的に検証するために、綾瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、総合戦略に位置付けられた各施策の進捗状況と効果について、専門的見地及び市民目線から検証を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験又は専門知識を有する者、市民、産業団体関係者、行政機関職員、金融機関関係者その他市長が必要と認める者を市長が委嘱する。
- 3 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、委員会の運営上、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合戦略事務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。